

令和5年度 第2回朝霞市緑化推進会議

次第

日 時 令和6年3月18日(月)
午後3時00分～午後4時30分
場 所 朝霞市役所 5階 502会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 朝霞市緑化推進条例施行規則の改正について(意見聴取)

3 報 告

(1) 朝霞市みどりの基本計画の策定について

(2) 令和5年度緑被率経年変化調査について

(3) 朝霞市生き物マップについて

4 閉 会

【配布資料一覧】

- ・ 次第

議題資料

- ・ 朝霞市緑化推進条例施行規則の改正について（意見聴取）

報告資料

- ・ 朝霞市みどりの基本計画の策定について
- ・ 令和5年度緑被率経年変化調査について
- ・ 民有地の緑地等の保全方策について（参考資料）
- ・ 朝霞生き物マップについて

議案第1号

朝霞市緑化推進条例施行規則の改正
について（意見聴取）

朝霞市緑化推進条例施行規則の一部を改正する規則(案)

改正後	改正前
<p>(会議)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 委員本人以外の者が当該委員に代わって会議に出席することはできない。ただし、条例第12条第2項第3号から第8号までに規定する委員については、当該委員に代わって委員本人と同程度に組織としての意思を表明し得る者の出席を認めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(関係者の出席)</u></p> <p>第12条の2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き又は説明を受けることができる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 委員____以外の者の_____会議への出席は認めない_____。ただし、条例第12条第2項第3号から第8号までに規定する委員については、当該委員に代わって委員本人と同程度に組織としての意思を表明し得る者の出席を認めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

○朝霞市緑化推進条例施行規則（案）

昭和64年1月6日規則第1号

改正

平成3年2月4日規則第12号

平成6年4月28日規則第31号

平成10年3月11日規則第8号

平成11年3月31日規則第27号

平成19年3月29日規則第23号

平成26年1月10日規則第1号

平成26年3月31日規則第17号

令和3年9月27日規則第23号

令和 年 月 日規則第 号

朝霞市緑化推進条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、朝霞市緑化推進条例（昭和64年朝霞市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の基準）

第2条 条例第4条第1項の規則で定める基準は、次に定めるとおりとする。

（1）保護地区

ア 樹木が集団で生育している土地で、その面積が300平方メートル以上であるもの

イ 樹木のある神社又は寺院の境内

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

（2）保護樹木

ア 高さが10メートル以上で、地上1.2メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1メートル以上であるもの

イ 樹形が特に優れているもの

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、保護地区及び保護樹木は、周囲の住環境を損なわない状態で管理されているものでなければならない。

（指定期間）

第3条 保護地区及び保護樹木の指定期間は、3年以上とする。

（指定の通知）

第4条 条例第4条第2項の規定による通知は、保護地区指定通知書（様式第

1号)又は保護樹木指定通知書(様式第2号)によるものとする。

(標識)

第5条 条例第4条第2項の標識は、保護地区指定標識(様式第3号)又は保護樹木指定標識(様式第4号)によるものとする。

(台帳の作成)

第6条 市長は、保護地区又は保護樹木を指定したときは、保護地区台帳(様式第5号)又は保護樹木台帳(様式第6号)を作成し、これを保管しなければならない。

(届出)

第7条 保護地区又は保護樹木の指定を受けた所有者等は、条例第6条の規定により届け出るときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる届出書を、同表の右欄に掲げる提出期限までに市長に届け出なければならない。

区分	届出書	提出期限
1 樹木を伐採しようとするとき。	樹木伐採届 (様式第7号)	当該行為の30日前
2 樹木が枯死又は著しく折損したとき。	樹木枯死・折損届 (様式第8号)	当該事実が生じた日から10日以内
3 地形の変更をしようとするとき。	地形一部変更届 (様式第9号)	当該行為の30日前
4 当該土地の権利を他に移転しようとするとき。	土地所有権等変更届 (様式第10号)	当該行為の10日前

(届出を要しない行為)

第8条 条例第6条ただし書に規定する届出を要しない行為は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定めるところによる。

(指定の変更又は解除の協議)

第9条 条例第8条の規定による事前の協議は、保護地区指定変更・解除協議書(様式第11号)又は保護樹木指定解除協議書(様式第12号)により、それぞれ当該指定を変更又は解除しようとする日の30日前までに行わなければならない。

(指定の変更又は解除の通知)

第10条 条例第9条第2項に規定する通知は、保護地区指定変更・解除通知書（様式第13号）又は保護樹木指定解除通知書（様式第14号）によるものとする。

（会長及び副会長）

第11条 朝霞市緑化推進会議（以下「会議」という。）の会長は、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）

第12条 会議は、会長が招集する。

2 委員本人以外の者が当該委員に代わって会議に出席することはできない。ただし、条例第12条第2項第3号から第8号までに規定する委員については、当該委員に代わって委員本人と同程度に組織としての意思を表明し得る者の出席を認めるものとする。

3 会議は、緑化推進委員（以下「委員」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第12条の2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き又は説明を受けることができる。

（庶務）

第13条 会議の庶務は、都市建設部みどり公園課において処理する。

（身分証明書）

第14条 条例第13条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第15号）によるものとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第12号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第27号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第23号抄）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第1号）

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月27日規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

1 この規則は、令和 年 月 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日規則第 号）

別表（第8条関係）

区分	条例第6条ただし書に規定する届出を要しない行為
保護地区	<p>1 次に掲げる樹木の伐採</p> <p>ア 間伐、枝打ち、整枝等樹木の保護育成のため通常行われる樹木の伐採</p> <p>イ 枯死若しくは折損した樹木又は危険な樹木の伐採</p> <p>ウ 自家の生活の用に充てるために必要な樹木の伐採</p> <p>エ 必要な測量、実施調査又は施設の保守の支障となる樹木の伐採</p> <p>2 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>3 土石類の採取で、その採取による地形の変更が前号の土地の形質の変更と同程度のもの</p> <p>4 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>5 林業を営むため行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。</p> <p>ア 森林の皆伐</p> <p>イ 土地の開墾</p> <p>ウ 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置</p>
保護樹木	<p>1 次に掲げる樹木の伐採</p> <p>ア 枯死若しくは折損した樹木又は危険な樹木の枝打ち、整枝等樹木の保護育成のため通常行われる行為</p> <p>イ 施設の保守に支障がある支枝の伐採</p> <p>ウ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p>

報告第1号

朝霞市みどりの基本計画の策定について

朝霞市みどりの基本計画の策定について

1-1 計画策定の趣旨

本市では、平成12年3月に「朝霞市緑の基本計画」を策定し、平成18年12月及び平成28年3月に、朝霞市都市計画マスタープランや朝霞市総合計画等を踏まえた改訂を行い、市民、事業者とともに貴重な緑と水辺を守り育ててきました。

このたび、上位計画である第5次朝霞市総合計画や朝霞市都市計画マスタープランが改訂されるとともに、現行のみどりの基本計画の計画期間が令和7年度で満了となることから関連計画となる朝霞市環境基本計画等を踏まえ、これまでの計画の達成度と施策の検証を踏まえつつ、以下のことを目的として策定を行います。

- ①第6次朝霞市総合計画、朝霞市都市計画マスタープラン、朝霞市立地適正化計画と整合を図るとともに、朝霞市景観計画、第3次朝霞市環境基本計画等の関連計画と連携を図る
- ②「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項*」を踏まえた計画とする
- ③令和5年度緑被率経年変化調査結果を反映する

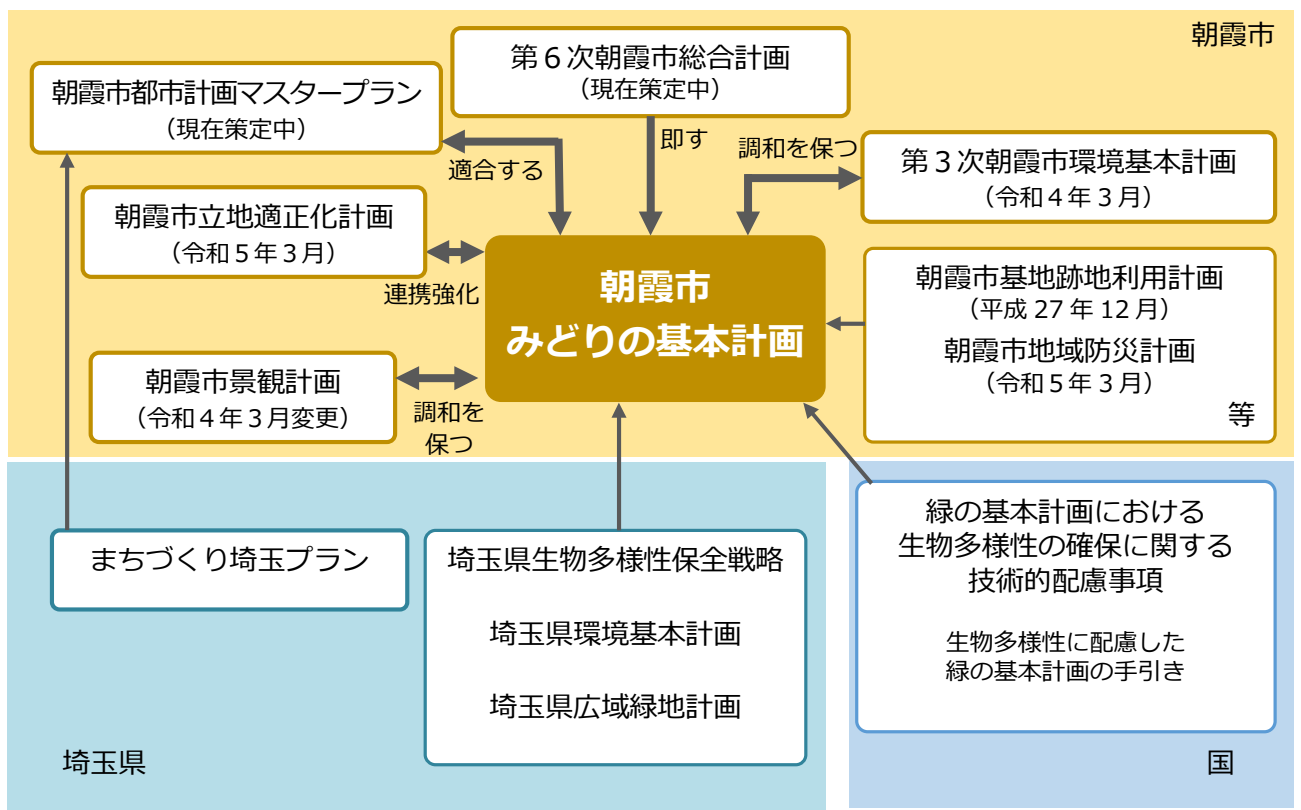


図1 計画の位置づけ

1-2 計画の目的

本計画は、都市緑地法第4条に基づいて市町村が定めることができる「都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」（以下「みどりの基本計画」という。）として定めるものであり、緑地の保全、公共施設及び民有地の緑化推進、公園緑地の整備と管理、そしてこれらに関わる市民、事業者との協働等も含め、本市全域における「みどり」の将来あるべき姿と、それを実現するための方法を示すものです。

1-3 計画の対象区域

本計画は、都市計画区域としている朝霞市全域（18.34km²）を対象とします。

※国土地理院から平成27年3月に公表された「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」の本市の面積である18.34km²を対象区域の面積とします。

1-4 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

計画期間の中間時に、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しの検討を行います。

1-5 検討体制

本計画は、学識経験者、関係団体、公募市民等で構成する「朝霞市緑化推進会議」を中心に、以下に示す体制で策定を行います。

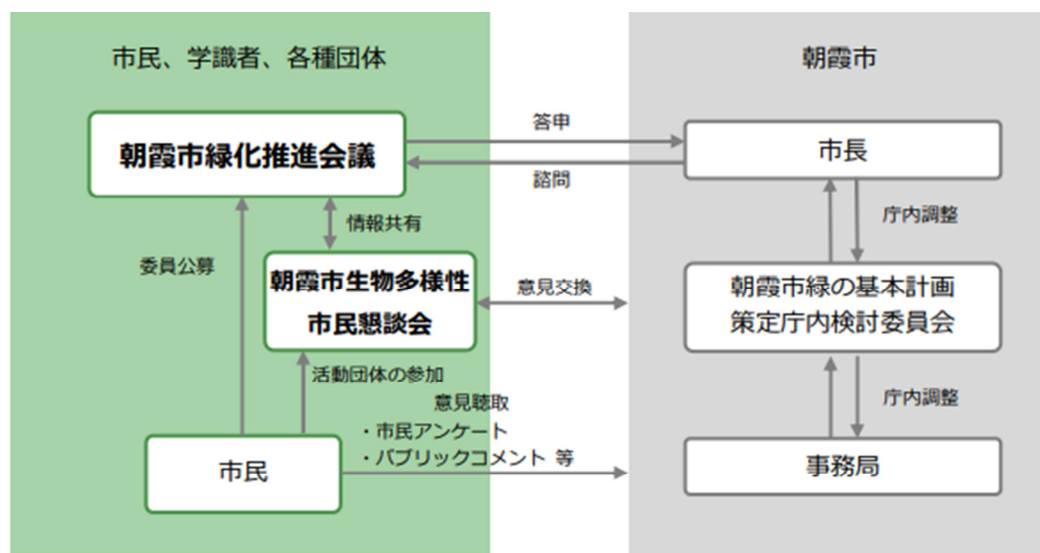


図2 検討体制図

制度改正に伴うみどりの基本計画の見直しの留意点

前回の改訂より多岐にわたる制度改正が行われており、みどりの基本計画の見直しに当たり特に留意すべき点は下記となります。

2-1 都市農地を含めた緑地の総合計画

都市の農地の有する緑地機能を再評価し、農地をまちづくりの構成要素の一つとして捉え、その保全活用施策を農業政策と連携し、積極的に計画に位置付けていくことが必要となります。

2-2 都市公園の管理の方針など緑地のマネジメントの視点

都市公園における公民連携を推進する方針なども含め、一公園に限定せず、都市公園の管理運営、維持修繕等マネジメントの視点をみどりの基本計画に位置付けることが考えられ、また都市公園に限らず、一定の永続性、公共性が維持されている市民緑地や特別緑地保全地区等の緑地についても、方針等を計画に記載する必要があります。

2-3 官民連携の視点

官民連携による行政サービス向上の視点、きめ細かな緑地の保全・創出の視点、より民有地を含めた総合的な緑のまちづくりを推進する視点が重要であり、認定市民緑地等ハード（施設）面のみならず、市民団体やNPO、企業等民間主体による緑地保全・緑化推進活動等ソフト（マネジメント）面の公民連携施策を計画に位置付けることも考えられます。

2-4 立地適正化計画など都市計画制度との戦略的な連携強化

みどりの基本計画の見直しに当たっては、立地適正化計画、都市計画マスタープラン等との連携を強化し、都市機能誘導区域、居住誘導区域における緑地の創出・緑化推進方策、居住誘導区域外（都市機能補完ゾーン含む）における農地も含めた緑地の保全策など、緑豊かな都市環境の創造の視点に加え、緑地を基盤とした戦略的な都市再構築の視点等にも留意した計画立案を行うことが重要です。

みどりの基本計画に関連する最近の社会情勢

3-1 グリーンインフラの視点

グリーンインフラの視点から都市のみどりを考えることで、都市計画、建築、防災、河川、道路、下水道、福祉、教育等の行政各分野や、開発、環境等の多方面の民間と新たな関係性の下で、みどりを中心にした地域づくりに取り組むことが可能になります。

3-2 生物多様性保全の視点

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10.平成22年10月愛知県名古屋市において開催）における決議等を踏まえ、国では生物多様性の確保のために以下の取組を行っています。

①都市緑地法運用指針の改定等（平成23年10月）

国土交通省ではみどりの基本計画の内容や計画策定の際の留意事項に、生物多様性の確保の視点を追加した都市緑地法運用指針の改正を平成23年10月に行った。併せて「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定。

また、埼玉県朝霞市を事例として、市区町村における生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項について、ケーススタディを行い、平成26年1月に公表。

②都市の生物多様性指標の策定（国土交通省策定）

●都市の生物多様性指標（素案）（平成25年度）

都市の生物多様性の状況やその確保の取組を分かりやすく表現し、都市における生物多様性に係る行政計画の目標設定や施策の進捗管理ツール。

●都市の生物多様性指標（簡易版）（平成28年11月）

地方公共団体がより活用しやすいツールとなるよう、先に公表した「素案」を改良した「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定。

③生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引きの策定（平成30年4月）（国土交通省策定）

都市の生物多様性確保の取組の推進に向けて、緑の基本計画内に生物多様性確保の観点をもどように取り入れれば良いかを分かりやすく解説する「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を作成。

3-3 SDGs

2016年に内閣にSDGs推進本部を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めるなど、積極的な取組を行っています。この指針においては、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が含まれ、生物多様性の保全は、先進国において取り組むべき国際的な目標の一つであり、かつ日本における優先課題なのです。